



※7月9日時点の情報で作成しています。最新の情報は市ホームページなどをご確認ください。

## 接種予約のスケジュール

接種順と対象者	予約開始日時
64歳以下で基礎疾患がある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種券が届き次第予約ができます。</li> <li>予約はコールセンター(Tel0120-092-380)のみ受け付けます。</li> <li>コールセンターに「基礎疾患」があることを伝えてください。</li> </ul>
60～64歳の人	7月13日(火) 午前9時から
55～59歳の人	7月16日(金) 午前9時から
12～54歳の人	供給されるワクチンの量をふまえ、予約開始時期を設定します。 決まり次第、広報や市ホームページなどでお知らせします。 ※12歳から15歳の人への接種券も発送しています。

### ■予約方法

電話	<b>【みやま市新型コロナワクチン接種コールセンター】</b> Tel0120-092-380(通話料無料) ■受付時間 午前9時から午後5時 ※土曜・日曜・祝日も実施
パソコン スマートフォン	みやま市予約専用サイトから予約 ※24時間対応・予約は接種予約開始日から サイトアドレス: <a href="https://v-yoyaku.jp/402290-miyama">https://v-yoyaku.jp/402290-miyama</a>

※予約時は接種券に記載の10桁の接種券番号が必要です。手元に準備ください。

※都合によりキャンセルされる場合も、コールセンターに連絡ください。

### 【みやま市外のかかりつけ医療機関で接種を希望される人】

かかりつけ医療機関のある市区町村の接種スケジュールに合わせての予約受け付けとなります。予約の申し込みは、接種を希望する医療機関のある市区町村の新型コロナワクチン接種窓口へ問い合わせください。

## コロナワクチン接種予約をサポートします



市ホームページ

電話やインターネットでの接種予約が難しい人のために予約サポートを実施しています。

- 開設期間 7月13日(火)から21日(水)(土曜・日曜を除く)
- 時間 午前9時から11時45分、午後1時から4時
- 場所 みやま市役所 本庁 4階 第3会議室
- 持ってくるもの 新型コロナワクチンの接種券(封筒ごと)

※本人に代わり、代理人が予約される場合は、被接種者の生年月日が必要となります。



## みやま市集団接種会場（山川市民センター、まいピア高田）で接種予定の人へ

予約の時間を30分過ぎると、自動的にキャンセル扱いとなり、その日に接種を受けることができなくなります。

時間厳守でお越しください。

※キャンセルの場合、ご自身で再予約をしていただく必要があります。

※予約後に都合が悪くなった場合は、コールセンターへ必ずキャンセルの連絡をお願いします。

### 【接種後の副反応など医学的な知見が必要となる専門的な相談】

「福岡県新型コロナワクチン専用ダイヤル」電話:0570-072-972

※通話料がかかります ※24時間受付

### 【ワクチンの有効性や安全性に関する問い合わせ】

「厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター」電話:0120-761-770

※受付時間:午前9時から午後9時(土曜・日曜・祝日も実施)



市ホームページ

## ひとり親家庭等医療費支給制度



問 健康づくり課 医療係(Tel64-1527)

医療機関を受診する際に、健康保険証と一緒に「ひとり親家庭等医療証」を提示することで医療費が助成される制度です。現在、この医療証をお持ちでない人も、助成対象となる可能性があります。ですので問い合わせください。

■対象者▽ひとり親家庭の父・母とその児童▽父母のいない児童▽両親の双方またはどちらかが障がいを持つている家庭の親とその児童

※児童が18歳に達する年度末まで(18歳未満で婚姻をしている場合は対象外)。

※本人および扶養義務者の所得・障がいの程度、種類によっては該当しない場合があります。 ※詳しくは問い合わせください。

【ひとり親家庭等医療証をお持ちの人へ】

現在の医療証の有効期限は、9月30日までです。個別に通知をします。更新手続きを行ってください。

■日時 8月6日(金)～31日(火)

午前9時～正午、午後1時～4時30分

※8月13日(金)、16日(月)のみ

午前9時～正午、午後1時～7時

■場所 健康づくり課 医療係

市ホームページ

## ひとり親家庭の家計を支援する「児童扶養手当」



問 子ども子育て課 子ども子育て係(Tel64-1535)

児童扶養手当は、父母の離婚や死亡などで父(母)と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。受給するには、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

※公的年金を受給する人は、平成26年12月以降、「公的年金給付の額」が「児童扶養手当額」より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようにしました。

※令和3年3月分から、障害基礎年金等を受給している人の「児童扶養手当」の算出方法が変わり、「児童扶養手当額」が「障害基礎年金等の子の加算部分の額」を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することができます。

【児童扶養手当受給者の皆さんへ】

児童扶養手当を受給している人(支給停止者を含む)は、8月中に現況届を提出する必要があります。また、昨年度、所得制限により手当の支給がなかった人も届け出が必要です。個別に通知をしますので、受給者本人が手続きを行ってください。

※現況届が提出されない場合は、児童扶養手当の支給を一時停止します。現況届の提出がないまま2年を経過すると、時効になり受給権がなくなります。

【児童扶養手当現況届】

■日時 8月6日(金)～31日(火)

午前9時～正午、午後1時～4時30分

※8月13日(金)、16日(月)のみ

午前9時～正午、午後1時～7時

■場所 子ども子育て課

※「ひとり親家庭等医療証の更新手続き」と同じ日程です。

【ひとり親サポートセンター「ひとり親家庭等就業相談」】

■日時 8月19日(水)午後2時～4時

■場所 子ども子育て課前

市ホームページ

## 経済的に困ったときは「就学援助制度」



問 教育総務課 総務・学校再編推進係(Tel32-9101)

新型コロナウイルス感染症  
関連情報



就学援助は経済的な理由により援助を必要とする児童・生徒の保護者に対し、給食費や学用品費など学校生活に必要な費用の一部を援助する制度です。

特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯に対して、今年度の収入・所得見込みにより審査を行います。

※経済状況によって認定されない場合もあります。

※随時受け付け中です。

■必要書類  
収入が減少したことを証明できる書類 ※詳しくは問い合わせください

■申請期限 令和4年2月28日(月)